

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 告 示

|                                                                            |   |
|----------------------------------------------------------------------------|---|
| ○危険薬物の指定.....（医務薬務課）                                                       | 1 |
| ○北海道寿都郡寿都町及び北海道古宇郡神恵内村における文献調査の報告書及び要約書の作成並びに同説明会開催の公告の一部改正.....（資源エネルギー課） | 1 |

## 告 示

### 北海道告示第125号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和7年3月6日から施行する。

令和7年3月5日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- （8R）－N，N－ジエチル－6－メチル－1－〔3－（トリメチルシリル）プロパノイル〕－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類
- N－メチル－N－プロピルトリプタミン及びその塩類
- 5－ニトロ－2－〔（4－プロボキシフェニル）メチル〕－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類

### 北海道告示第126号

令和6年北海道告示第536号（北海道寿都郡寿都町及び北海道古宇郡神恵内村における文献調査の報告書及び要約書の作成並びに同説明会開催の公告）の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月5日

北海道知事 鈴木直道

本文中「令和7年3月5日」を「令和7年4月18日」に改める。

3の事項(2)中「令和6年11月22日（金）から令和7年2月19日（水）」を「令和6年11月22日（金）から令和7年2月19日（水）まで、及び令和7年3月5日（水）から令和7年4月4日（金）」に改める。

5の事項(1)及び(3)中「令和7年3月5日（水）」を「令和7年4月18日（金）」に改める。